



うちなー健康経営宣言

第 265 号

令和 3 年 4 月 6 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

「健全な精神は健全な肉体に宿る」解釈は色々ありますが、健康であれば、気持ちも前向きになれます。会社全員で積極的に健康に取り組み、全員が粹々と日々を過ごし、働き、職場の雰囲気も良好になり、業績も伸びていく!!をめざして、今回、健康経営に挑戦することにいたしました。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康増進に関する数値目標を設定する。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
6. 食生活の改善に取り組む。
7. 運動機会の増進に取り組む。
8. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
9. 適正飲酒対策に取り組む。
10. 血圧管理に取り組む。
11. 感染症対策に取り組む。
12. メンタルヘルス対策に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。